

## 学校環境衛生検査の目的

毎年、千葉県内の高校担当の学校薬剤師の先生方には、簡易専用水道等状況検査立ち会いに始まり、教室の照度検査、二酸化窒素・一酸化炭素・二酸化炭素の検査及び指導助言に、また、市町村学校におきましては、各教育委員会と協議のうえ学校環境衛生基準に沿った検査をして指導助言を行って学校における環境衛生の維持管理に携わっておられる事と思われま

す。学校環境衛生の目的は、健康の維持増進、疾病障害からの保護、学習効率の向上を図る事、清潔で美しく、快適な生活が出来る環境を図る。情操の陶冶を図る等があげられます。

以前より文部省体育局長裁定の旧ガイドラインにより、「学校環境衛生の基準」が実施されていましたが、定期検査項目は、完全実施されていない状況でした。そこで旧学校保健法の規定に基づき定められていた「学校環境衛生の基準」が新たに学校保健安全法の規定に基づき「学校環境衛生基準」として新基準が告示で定められ施行されています。改正法の成立に際し、衆議院・参議院で完全実施に万全を期すこととの付帯決議もなされています。つまり学校薬剤師による環境衛生検査の完全実施が強く求められているとともに、学校薬剤師が係わる学校環境衛生検査の定期並びに臨時検査と、学校に対する適切な指導と助言が極めて重要になってきます。

学校環境衛生の管理には学校保健安全法の規定により定められた「学校環境衛生基準」により決められております。実際に学校において検査する時には、新訂「学校環境衛生基準」解説と「学校と学校薬剤師2011」が、日本学校薬剤師会により編集され出版されており、検査項目、基準等も細かく解説されていますので、ぜひ参考にして下さい。

また、学校の環境衛生に関して「校長は、学校環境衛生基準に照らし学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする」という規定が設けられているので、事後措置は重要になります。指導助言を行う時には、解説書に事後措置についても具体例が解説されているので、指導助言の参考に活用してください。

今回の大震災による放射能汚染等、環境問題は色々な面で変化する事もあると思います。今後は、環境の変化を的確に把握すると共に、学校全体の問題として受け止めて、学校長はもとより養護教諭をはじめ全職員と連携して、児童生徒等の健康の保持増進に寄与する事が、学校薬剤師として今回の法改正に応える事と思います。

### 学校薬剤師になりませんか！！

興味がある方は、ぜひお問い合わせ下さい。活動内容および各支部をご紹介します。

千葉県薬剤師会学薬担当まで TEL 043-242-3801 FAX 043-248-0646

千葉県学校薬剤師版 くすり教育PP作成！

平成24年度から、相談された時、講話を依頼された時、だれでもそれこそ始めてでも45分の授業が保健体育科教諭とできる資料を提供しようということで、千葉県学校薬剤師会は、「くすり教育」中学生版のパワーポイントを作成しました。初めての方の為にシナリオもつけました。このパワーポイントは、くすり教育に必要で

はないかと思われる事柄を網羅的に入れたので、画面数がやや多くなりました。みなさまがこれを使う時には自分なりに整理したり、学校の教諭と相談して内容を整理して使ってください。学校にはパソコンとプロジェクターは多分あると思いますので、このパワーポイントを有効にお使いください。

《パワーポイント1枚目》



会員全員へ配布します。  
(3月中旬に支部へ郵送)

《レーベル》



●スライドの一部紹介●

《スライド》

**薬の種類は大きく  
3つに分類されます**

<p><b>内服薬</b> 口からのむ薬</p> <p>カプセル 錠剤 散剤 (粉くすり) シロップ剤</p>	<p><b>外用剤</b> 皮膚、目、鼻などの粘膜に使用する薬</p> <p>軟膏・貼付剤 トローチ 消毒薬 点眼剤</p>	<p><b>注射剤</b> 皮膚や筋肉、あるいは血管内に直接入れる薬</p>
---	--	--

ここでは、生徒の使用経験を聞いて興味を引き出す。また様々な形の薬があることを理解させ、どうしてそんなに形が異なるのかを考えさせるきっかけとする。

《シナリオ》

薬はこの様に大きく3つの種類に分類されます。

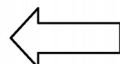
**内用薬** : 口から飲む薬、カプセル剤・錠剤・粉薬シロップ剤など。

**外用薬** : 皮膚、目、鼻等の粘膜に使用する薬、軟膏・トローチ・点眼剤・坐薬、シップ剤など。

(トローチは内用薬とは違って口やのどの粘膜に直接作用して殺菌や炎症をとる等の働きをし、作用の仕方は塗り薬と同じなので外用薬である)

**注射薬** : 皮下や筋肉、あるいは血管内に直接注射器等で入れる薬

9



メモ

スライド番号

千葉県学校薬剤師研修会（2月5日開催）報告 会場：千葉県薬剤師会会議室  
くすり教育SGD発表報告

※SGD：スモールグループディスカッション（約10名のグループを8チーム作成）

☆「くすり教育」についての各地区の状況及び  
学校側と教育委員会へのアプローチについて

- ・ほとんどの支部が、未だ教育委員会から打診がなく、また方針も決まっていない市町もあるようでした。
  - ・今回の参加者は、約半数が「くすり教育」の授業経験者でした。
  - ・「くすり教育」は、やはり薬の専門家（薬剤師）がするべきであるという意見がありました。また、学校薬剤師が関与できない市町でも、授業の内容を確認させていただくよう申し入れが必要（間違っただ話をされると困る）という意見もありました。
  - ・学校薬剤師会側からの今後の行動としては、支部長が各市町の教育委員会と話し合いの場を設けるのが、良いであろうという意見が多数出ました。
  - ・話し合いの中身として下記意見が出ていました。
    - \*市町により学校薬剤師が出向けない場合は、実際に授業を行う保健体育の先生に集合研修を実施し、「くすり教育」パワーポイントを講演・提案する。
    - \*学校薬剤師が出向ける地区は、実際に教員と一緒にチームティーチングを行う。
    - \*学校側と担当の学校薬剤師で話し合いを持たせてもらう。
    - \*授業に出向く場合の、報酬の話も付け加える。
- ということで、アプローチ等については、各支部長の動きにかかっているという見方が、大半でした。支部長先生宜しくお願い致します。

県学薬としては、千葉県教育庁と話し合い、平成25年から始まる高等学校での「くすり教育」について、話を進めてまいります。

☆模擬授業の感想及び「くすり教育の授業計画立案」について

- 下記意見が出ておりました。
- ・良くできたパワーポイントだけど、それだけだと飽きてしまいがちなので、クイズや実験を入れるのは、良かったと思う。
  - ・事前にアンケートを取っておくと、強調する部分を絞り込めると思う。
  - ・どのくらいの人数が対象かによって、授業形式が変わるように思う。
  - ・「薬について・・・」しおりも非常に良くできている。パワーポイントが使えない状況だったりしても、これだけでも授業が出来るように思います。DVDとセットで1部戴きたい。
  - ・授業計画立案は重要だと思う。事前打ち合わせの資料として、作成すべき。

なお、パワーポイントについて、文言等の修正意見も出ておりました。

貴重なご意見を参考に、年度内には千葉県学校薬剤師会会員全員に「くすりの正しい使い方～中学校用～」を配布したいと思います。当パワーポイントは、編集可能となっております。授業形式や授業時間により、ご自身で編集し、活用してください！！

近々にホームページよりダウンロードできるようにしたいと思います。



## 《学校薬剤師が行うくすり教育について》

### 1. くすり教育スケジュールと学習内容比較

くすり教育スケジュール						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	各校の判断で総合学習・保健指導等で組み込み					
中学校	周知	先行実施(保健体育)			全面实施	
高校		周知	先行実施(保健体育)		全面实施	

### 小学校・中学校・高校の学習内容比較

#### 中学校

##### 健康な生活と疾病の予防

- ア 健康の成り立ちと疾病の発生要因
- イ 生活行動・生活習慣と健康
- ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- エ 感染症の予防
- オ 保健・医療機関や医薬品利用
- カ 個人の健康を守る社会の取組

#### 高校(高等学校)

##### 生涯を通じる健康

- ア 生涯の各段階における健康
- イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関(医薬品を含む)
- ウ 様々な保健活動や対策

##### 病気の起こり方

- イ 病原体がもとになって起こる病気の予防
- ウ 生活行動がかかわって起こる病気の予防
- エ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- オ 地域の様々な保健活動の取組

#### 小学校

##### 病気の予防

#### 注意!

膨大な専門知識を児童生徒等に理解させようとして、かえって授業内容を消化できなくなることが危惧される。



保健体育科教諭と、授業内容の十分な打ち合わせ、理解度の事前・事後調査、改善点の協議、授業評価方法の詳細な打ち合わせ等が必要です。

### 2. 学校薬剤師のくすり教育との関わり

#### ①サポーターとしての役割

##### ア. 教材・資料の提供

剤形の異なる医薬品のサンプル、空箱(外箱)、説明書(添付文書)、模型などは、有用な教材となるが、学校では限りがあるが、学校薬剤師は入手しやすい。

##### イ. 指導案への助言

学習指導要領に基づく「医薬品」に関する授業を担う保健体育科教諭に、指導の基となる関連情報や用法・用量など医薬品の正しい使い方に関する具体例など指導案の作成段階から助言することが可能である。

#### ②保健体育科教諭とのT.T(ティームティーチング)

保健体育科教諭と学校薬剤師等がそれぞれの役割を決めた上でT.Tによる授業を実施することは、効果的であります。授業では、保健体育科教諭が授業の進行を主導し、あらかじめ打ち合わせしておいた実験や発問(例えば、血中濃度、体内動態等)を学校薬剤師が解説し、また生徒からの質問に対しては、学校薬剤師が回答するような流れが考えられます。

児童生徒等に、「くすりのことは、薬剤師に聞く」ということを体験的に覚える事ができる。

#### ③その他

学校薬剤師が特別非常勤講師制度を利用して「医薬品」に関する授業の講師として直接生徒を指導することも考えられますが、学習指導要領の内容を完全に理解したうえで、評価の観点を含めて、すべて行う可能性があります。

平成24年度から、中学校の「保健体育」の中での保健の分野において、くすり教育が入って参ります。ぜひ、学校薬剤師は、積極的に参画して下さいますようお願い致します。